

洗浄にジクロロメタン等の溶剤若しくは有害な重金属を含むインクを使用していた印刷工場は 土壤汚染状況調査を行う必要があります

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）では、印刷機のブランケット等の「洗浄で使用する溶剤」や「インクの顔料」に含まれる特定有害物質の地下浸透のおそれに対して、土壤汚染の有無を調査し、その結果を区や都に報告することを義務づけています。

普段から、溶剤等の取り扱いには十分注意し、地下浸透による土壤汚染の未然防止に努めていただくようお願いします。

< 環境確保条例の土壤汚染状況調査に関する義務 >

1 誰が

- (1) 印刷工場を設置している方で、ジクロロメタンやトリクレンを取り扱っている方、または取り扱ったことのある方
- (2) 印刷工場を設置している方で、インクにカドミウムイエロー、シルバーホワイト等の顔料を含むものを取り扱ったことのある方

< 主な有害物質を含む顔料 >

コバルトバイオレットライト、エメラルドグリーン、オービメント、カドミウムレッド類、カドミウムイエロー類、カドミウムグリーン類、パーミリオン、クロムイエロー類、クロムグリーン類、バリウムイエロー類、ストロンシヤンイエロー、ジンクイエロー、クロムパーミリオン、シルバーホワイト、ファンデーションホワイト、リサーチ、シッカチーフ類

2 どんな時に

- (1) 印刷工場を廃止または建替えるとき
- (2) 印刷機を撤去、更新するとき

3 どんな物質が対象か

過去を含め、ジクロロメタン(塩化メチレン、メチレンクロライド、メタクレン)やトリクレン、有害な重金属を含むインクを取り扱ったことのある印刷工場で、対象となる主な物質は次のとおりです。

物質名	溶出量基準	第二溶出量基準	含有量基準	地下水基準	第二地下水基準
トリクロロエチレン(トリクレン)	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	設定されていません	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
ジクロロメタン(メタクレン)	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	設定されていません	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	150 mg/kg 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	45 mg/kg 以下	0.003 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	1.5 mg/L 以下	250 mg/kg 以下	0.05 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下

注意 1 トリクレンは、分解生成物についても調査対象として追加されます。

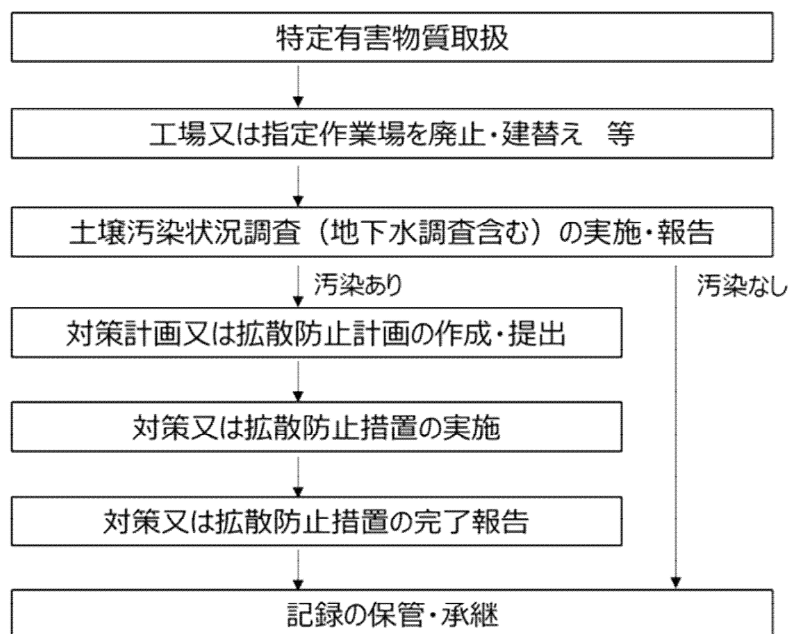
注意 2 インクの種類によってはセレン、水銀、砒素が対象となりますので、特定有害物質が含まれているかどうかは安全データシート(SDS)等で確認が必要です。

注意 3 トリクロロエチレンとカドミウムの基準が強化されています。

4 どんなことを行う必要があるか

- (1) 土壤汚染の有無を確認するため、土壤汚染状況調査の実施と区への報告
- (2) 調査の結果、基準を超えた場合には汚染対策又は拡散防止の実施と区への報告

5 土壤汚染状況調査・対策の流れ(概略)



※ 調査は土壤汚染対策法に基づく指定調査機関に依頼してください

※ 調査を行わず土地の譲渡等があった場合は、土地譲受者も調査の実施・報告の義務を負います

※ 汚染の有無にかかわらず、区が台帳を調整し公開します

< 土壤汚染対策法の土壤汚染状況調査に関する義務 >

有害物質使用特定施設（自動フィルム・印刷版現像洗浄施設）がある場合に、廃止時には環境確保条例と合わせて土壤汚染対策法も適用され調査報告義務が生じます。

< 問合せ先 >

環境確保条例第 116 条、第 116 条の 2 について

江戸川区 環境部 環境課 指導係

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所北棟 3 階 番窓口

電話 03-5662-1995(直通)

土壤汚染対策法について

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壤地下水汚染対策係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階

土壤汚染総合相談窓口 電話 03-5388-3468(直通)